

逗子市国民保護計画(変更案)

変更箇所対照表

1 軽微な変更（17箇所）

No	項目	頁	変更後	現行	変更理由				
1	用語の定義等 1 法令名等	vii	<table border="1"> <tr> <td>救援の程度及び基準</td> <td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <u>（平成25年内閣府告示第229号）</u></td> </tr> </table>	救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <u>（平成25年内閣府告示第229号）</u>	<table border="1"> <tr> <td>救援の程度及び基準</td> <td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <u>（平成16年厚生労働省告示第343号）</u></td> </tr> </table>	救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <u>（平成16年厚生労働省告示第343号）</u>	命令の変更に伴う修正
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <u>（平成25年内閣府告示第229号）</u>								
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <u>（平成16年厚生労働省告示第343号）</u>								
2	用語の定義等 2 機関名等	viii	<table border="1"> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省 <u>及び防衛装備庁</u></td> </tr> </table>	指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 <u>スポーツ庁</u> 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省 <u>及び防衛装備庁</u>	<table border="1"> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</td> </tr> </table>	指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省	スポーツ庁及び防衛装備庁の指定行政機関追加に伴う修正
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 <u>スポーツ庁</u> 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省 <u>及び防衛装備庁</u>								
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省								
3	用語の定義等 3 その他	ix	<table border="1"> <tr> <td>NBC</td> <td>Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称 <u>（参考）CBRNE</u> <u>Chemical（化学）、Biological（生物）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核）、Explosive（爆発性）の総称</u></td> </tr> </table>	NBC	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称 <u>（参考）CBRNE</u> <u>Chemical（化学）、Biological（生物）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核）、Explosive（爆発性）の総称</u>	<table border="1"> <tr> <td>NBC</td> <td>Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称</td> </tr> </table>	NBC	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称	CBRNEについて追加記載（県と整合）
NBC	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称 <u>（参考）CBRNE</u> <u>Chemical（化学）、Biological（生物）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核）、Explosive（爆発性）の総称</u>								
NBC	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称								

4	用語の定義等 3 その他	ix	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="369 140 633 384">基本指針</td> <td data-bbox="633 140 1155 384">国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） <u>（平成29年12月19日、一部変更）</u> （略）</td> </tr> </table>	基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） <u>（平成29年12月19日、一部変更）</u> （略）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 140 1442 384">国民の保護に関する基本指針</td> <td data-bbox="1442 140 1971 384">国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） （略）</td> </tr> </table>	国民の保護に関する基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） （略）	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） <u>（平成29年12月19日、一部変更）</u> （略）								
国民の保護に関する基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） （略）								
5	用語の定義等 3 その他	ix	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="369 459 633 938">緊急対処保護措置</td> <td data-bbox="633 459 1155 938">緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）</td> </tr> </table>	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等 及び存立危機事態 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 459 1442 938">緊急対処保護措置</td> <td data-bbox="1442 459 1971 938">緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第25条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）</td> </tr> </table>	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第 25 条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法で改称
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等 及び存立危機事態 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）								
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第 25 条第3項第2号に掲げる以下の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）								

6	用語の定義等 3 その他	x	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="369 137 633 632">国民保護措置</td> <td data-bbox="633 137 1158 632"> <p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> </tr> </table>	国民保護措置	<p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1180 137 1444 719">国民保護措置</td> <td data-bbox="1444 137 1968 719"> <p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第1号に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> </tr> </table>	国民保護措置	<p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第1号に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	根拠となる法令の見直し
国民保護措置	<p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>								
国民保護措置	<p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第1号に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>								
7	第1編 第3章 5	8	<p>5 指定公共機関 (4) 電気事業者（東京電力ホールディングス（株）、電源開発（株））</p>	<p>5 指定公共機関 (4) 電気事業者（東京電力パワーグリッド（株）、電源開発（株））</p>	組織名称の変更による修正				
8	第1編 第3章 5	9	<p>5 指定公共機関 (10) 電気通信事業者（東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、（株）NTTドコモ）</p>	<p>5 指定公共機関 (10) 電気通信事業者（東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンクテレコム（株）、（株）NTTドコモ、ソフトバンクモバイル（株））</p>					
9	第1編 第3章 5	9	<p>(11) 放送事業者（日本放送協会、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、（株）TBSテレビ、（株）フジテレビジョン、日本テレビ放送網（株）、（株）TBSラジオ、（株）日経ラジオ社、（株）ニッポン放送、（株）文化放送）</p>	<p>(11) 放送事業者（日本放送協会、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、（株）TBSテレビ、（株）フジテレビジョン、日本テレビ放送網（株）、（株）ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、（株）日経ラジオ社、（株）ニッポン放送、（株）文化放送）</p>					

10 第1編
第4章
1

11

1 地理的特徴

(1) 位置、地形

逗子市は、東経 139 度 **34**分 **49**秒、北緯 35 度 17 分 **44**秒に位置し、**(位置：逗子市役所庁舎)**東西 6.96Km、南北 4.46Km、周囲 21.20Km、面積約 17.28Km²で、神奈川県の南東、三浦半島の頸部にあたり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は相模湾に臨んでいる。

(3) 気象

(略)

	最多 風向	気温(度)			降雨量 (mm)
		最高	最低	平均	
1月	北東	<u>15.9</u>	<u>-3.0</u>	<u>5.9</u>	<u>53.7</u>
2月	北東	<u>18.7</u>	<u>-2.0</u>	<u>6.8</u>	<u>51.5</u>
3月	北東	<u>20.5</u>	<u>0.4</u>	<u>10.5</u>	<u>129.5</u>
4月	北東	<u>22.8</u>	<u>4.1</u>	<u>14.3</u>	<u>149.4</u>
5月	南西	<u>27.1</u>	<u>9.1</u>	<u>19.0</u>	<u>114.7</u>
6月	南西	<u>28.7</u>	<u>15.1</u>	<u>21.6</u>	<u>174.8</u>
7月	南西	<u>32.9</u>	<u>19.2</u>	<u>25.2</u>	<u>167.8</u>
8月	南西	<u>34.0</u>	<u>20.2</u>	<u>27.0</u>	<u>99.0</u>
9月	北東	<u>31.2</u>	<u>16.4</u>	<u>23.6</u>	<u>236.4</u>
10月	北東	<u>28.5</u>	<u>10.0</u>	<u>18.6</u>	<u>198.7</u>
11月	北東	<u>22.5</u>	<u>3.2</u>	<u>13.4</u>	<u>87.2</u>
12月	北東	<u>19.5</u>	<u>-1.5</u>	<u>8.4</u>	<u>70.1</u>

(平成 24 年～令和 3 年 (10 年間) 平均値)

1 地理的特徴

(1) 位置、地形

逗子市は、東経 139 度 **35**分 **01**秒、北緯 35 度 17 分 **32**秒に位置し、東西 6.96Km、南北 4.46Km、周囲 21.20Km、面積約 17.34Km²で、神奈川県の南東、三浦半島の頸部にあたり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は相模湾に臨んでいる。

(3) 気象

(略)

	最多 風向	気温(度)			降雨量 (mm)
		最高	最低	平均	
1月	北東	<u>18.7</u>	<u>-3.3</u>	<u>6.3</u>	<u>25.5</u>
2月	北東	<u>18.2</u>	<u>-2.9</u>	<u>7.3</u>	<u>14.0</u>
3月	北東	<u>16.9</u>	<u>-0.7</u>	<u>8.4</u>	<u>95.5</u>
4月	南西	<u>23.6</u>	<u>4.5</u>	<u>14.1</u>	<u>111.0</u>
5月	南西	<u>26.8</u>	<u>11.0</u>	<u>19.2</u>	<u>76.0</u>
6月	南西	<u>27.7</u>	<u>14.3</u>	<u>21.3</u>	<u>150.0</u>
7月	南西	<u>32.2</u>	<u>21.3</u>	<u>26.2</u>	<u>90.5</u>
8月	南西	<u>35.7</u>	<u>20.4</u>	<u>26.2</u>	<u>197.5</u>
9月	北東	<u>31.4</u>	<u>16.4</u>	<u>22.7</u>	<u>310.5</u>
10月	北東	<u>29.5</u>	<u>9.2</u>	<u>17.2</u>	<u>475.5</u>
11月	北東	<u>22.7</u>	<u>2.8</u>	<u>12.9</u>	<u>72.5</u>
12月	北東	<u>16.5</u>	<u>-1.8</u>	<u>7.2</u>	<u>23.0</u>

(平成 14 年～平成 25 年 (12 年間) 平均値)

データの時点修正

<p>11 第1編 第4章 2</p>	<p>12 2 社会的特徴</p> <p>(1) 人口</p> <p>逗子市の人口は、令和3年10月1日現在、57,006人(男26,723人、女30,283人)である。</p> <p>逗子市全体の人口密度は3,299人/km²であり、地域別の人口分布状況は次のとおりである。 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="376 387 1155 802"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>面 積 (km²)</th> <th>人 口 (人)</th> <th>世 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逗 子</td> <td>0.74</td> <td>6,518</td> <td>3,041</td> </tr> <tr> <td>桜 山</td> <td>3.99</td> <td>10,917</td> <td>4,743</td> </tr> <tr> <td>沼 間</td> <td>3.51</td> <td>8,967</td> <td>3,944</td> </tr> <tr> <td>池 子</td> <td>3.80</td> <td>5,863</td> <td>2,568</td> </tr> <tr> <td>山の根</td> <td>0.51</td> <td>2,739</td> <td>1,267</td> </tr> <tr> <td>久 木</td> <td>2.41</td> <td>9,940</td> <td>4,126</td> </tr> <tr> <td>小 坪</td> <td>1.59</td> <td>7,749</td> <td>3,516</td> </tr> <tr> <td>新 宿</td> <td>0.73</td> <td>4,313</td> <td>1,924</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17.28</td> <td>57,006</td> <td>25,129</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)面積には、米軍の管理する地域2.60平方キロメートルを含む。</p> <p>また、令和2年度国勢調査の結果では、昼間人口は46,568人、夜間人口は57,060人となっており、昼夜間人口比率は81.6%である。</p> <p>(2) 土地</p> <p>明治期に保養・避暑地として別荘が建ち始め、昭和40年代からは首都圏の住宅地として急速に発展した。</p> <p>逗子市の面積は、令和2年10月1日現在で17.28km²となっており、このうち、市街化区域面積は、8.32km²で、市の総面積の48.1%となっている。</p>	地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯	逗 子	0.74	6,518	3,041	桜 山	3.99	10,917	4,743	沼 間	3.51	8,967	3,944	池 子	3.80	5,863	2,568	山の根	0.51	2,739	1,267	久 木	2.41	9,940	4,126	小 坪	1.59	7,749	3,516	新 宿	0.73	4,313	1,924	計	17.28	57,006	25,129	<p>2 社会的特徴</p> <p>(1) 人口</p> <p>逗子市の人口は、平成28年2月1日現在、57,541人(男26,999人、女30,542人)である。</p> <p>逗子市全体の人口密度は3,318人/km²であり、地域別の人口分布状況は次のとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1211 387 1971 802"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>面 積 (km²)</th> <th>人 口 (人)</th> <th>世 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逗 子</td> <td>0.74</td> <td>6,514</td> <td>2,889</td> </tr> <tr> <td>桜 山</td> <td>4.01</td> <td>10,608</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>沼 間</td> <td>3.54</td> <td>9,248</td> <td>3,898</td> </tr> <tr> <td>池 子</td> <td>3.81</td> <td>5,974</td> <td>2,502</td> </tr> <tr> <td>山の根</td> <td>0.51</td> <td>2,740</td> <td>1,212</td> </tr> <tr> <td>久 木</td> <td>2.42</td> <td>9,939</td> <td>3,932</td> </tr> <tr> <td>小 坪</td> <td>1.56</td> <td>8,239</td> <td>3,603</td> </tr> <tr> <td>新 宿</td> <td>0.75</td> <td>4,279</td> <td>1,803</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17.34</td> <td>57,541</td> <td>24,339</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)面積には、米軍の管理する地域2.60平方キロメートルを含む。</p> <p>また、平成22年度国勢調査の結果では、昼間人口は47,297人、夜間人口は58,302人となっており、昼夜間人口比率は81.1%である。</p> <p>(2) 土地</p> <p>明治期に保養・避暑地として別荘が建ち始め、昭和40年代からは首都圏の住宅地として急速に発展した。</p> <p>逗子市の面積は、平成21年10月1日現在で17.34km²となっており、このうち、市街化区域面積は、8.32km²で、市の総面積の48.0%となっている。</p>	地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯	逗 子	0.74	6,514	2,889	桜 山	4.01	10,608	4,500	沼 間	3.54	9,248	3,898	池 子	3.81	5,974	2,502	山の根	0.51	2,740	1,212	久 木	2.42	9,939	3,932	小 坪	1.56	8,239	3,603	新 宿	0.75	4,279	1,803	計	17.34	57,541	24,339	<p>データの時点修正</p>
地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯																																																																																
逗 子	0.74	6,518	3,041																																																																																
桜 山	3.99	10,917	4,743																																																																																
沼 間	3.51	8,967	3,944																																																																																
池 子	3.80	5,863	2,568																																																																																
山の根	0.51	2,739	1,267																																																																																
久 木	2.41	9,940	4,126																																																																																
小 坪	1.59	7,749	3,516																																																																																
新 宿	0.73	4,313	1,924																																																																																
計	17.28	57,006	25,129																																																																																
地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯																																																																																
逗 子	0.74	6,514	2,889																																																																																
桜 山	4.01	10,608	4,500																																																																																
沼 間	3.54	9,248	3,898																																																																																
池 子	3.81	5,974	2,502																																																																																
山の根	0.51	2,740	1,212																																																																																
久 木	2.42	9,939	3,932																																																																																
小 坪	1.56	8,239	3,603																																																																																
新 宿	0.75	4,279	1,803																																																																																
計	17.34	57,541	24,339																																																																																

			<p>(3) 交通</p> <p>道路は、相模湾に沿って国道 134 号が、横須賀市との境付近に横浜横須賀道路及び逗葉新道が位置している。</p> <p>鉄道は、東西に JR 横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ JR 逗子駅と JR 東逗子駅、京急<u>逗子・葉山</u>駅と京急神武寺駅の 4 つを有している。</p> <p>令和 3 年度の鉄道各駅の 1 日平均乗車客数は、JR 逗子駅 22,287 人、JR 東逗子駅 4,150 人、京急<u>逗子・葉山</u>駅 20,830 人、京急神武寺駅 5,283 人である。</p>	<p>(3) 交通</p> <p>道路は、相模湾に沿って国道 134 号が、横須賀市との境付近に横浜横須賀道路及び逗葉新道が位置している。</p> <p>鉄道は、東西に JR 横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ JR 逗子駅と JR 東逗子駅、京急<u>新逗子</u>駅と京急神武寺駅の 4 つを有している。</p> <p>平成 24 年度の鉄道各駅の 1 日平均乗車客数は、JR 逗子駅 29,084 人、JR 東逗子駅 5,218 人、京急<u>新逗子</u>駅 23,318 人、京急神武寺駅 6,430 人である。</p>																																							
12	第 2 編 第 1 章 第 1 節	18	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営企画部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部 (<u>行政委員会事務局</u>、会計課含む)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民協働部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境都市部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局	平素の業務	経営企画部	(略)	総務部 (<u>行政委員会事務局</u> 、会計課含む)	(略)	市民協働部	(略)	福祉部	(略)	環境都市部	(略)	消防本部	(略)	議会事務局	(略)	教育部	(略)	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営企画部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(秘書広報課含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部 (<u>選挙管理委員会事務局</u>、<u>監査委員事務局</u>、会計課含む)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民協働部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境都市部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局	平素の業務	経営企画部	(略)	(秘書広報課含む)		総務部 (<u>選挙管理委員会事務局</u> 、 <u>監査委員事務局</u> 、会計課含む)	(略)	市民協働部	(略)	福祉部	(略)	環境都市部	(略)	消防本部	(略)	議会事務局	(略)	教育部	(略)	組織見直し に伴う修正
部局	平素の業務																																										
経営企画部	(略)																																										
総務部 (<u>行政委員会事務局</u> 、会計課含む)	(略)																																										
市民協働部	(略)																																										
福祉部	(略)																																										
環境都市部	(略)																																										
消防本部	(略)																																										
議会事務局	(略)																																										
教育部	(略)																																										
部局	平素の業務																																										
経営企画部	(略)																																										
(秘書広報課含む)																																											
総務部 (<u>選挙管理委員会事務局</u> 、 <u>監査委員事務局</u> 、会計課含む)	(略)																																										
市民協働部	(略)																																										
福祉部	(略)																																										
環境都市部	(略)																																										
消防本部	(略)																																										
議会事務局	(略)																																										
教育部	(略)																																										

13		<p>28 4 被災情報の収集、報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集、連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時、かつ、適切に実施するための体制整備を図る。</p> <p>なお、被災情報の収集及び報告については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。</p>	<p>4 被災情報の収集、報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集、連絡体制の整備</p> <p>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時、かつ、適切に実施するための体制整備を図る。</p> <p>なお、被災情報の収集及び報告については、返子市個人情報保護条例（平成3年返子市条例第18号）の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。</p>	返子市個人情報保護条例の改正																																						
14	第2編 第2章 5	<p>32 5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正																																						
15	第3編 第2章 第1	<p>42 (4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="443 735 1084 1278"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営企画部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部 (行政委員会事務局、会計課含む)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民協働部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境都市部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局	平素の業務	経営企画部	(略)	総務部 (行政委員会事務局 、会計課含む)	(略)	市民協働部	(略)	福祉部	(略)	環境都市部	(略)	消防本部	(略)	議会事務局	(略)	教育部	(略)	<p>(4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="1249 735 1906 1327"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営企画部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(秘書広報課含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部 (選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課含む)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民協働部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境都市部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局	平素の業務	経営企画部	(略)	(秘書広報課含む)		総務部 (選挙管理委員会事務局 、 監査委員事務局 、会計課含む)	(略)	市民協働部	(略)	福祉部	(略)	環境都市部	(略)	消防本部	(略)	議会事務局	(略)	教育部	(略)	組織見直しによる変更
部局	平素の業務																																									
経営企画部	(略)																																									
総務部 (行政委員会事務局 、会計課含む)	(略)																																									
市民協働部	(略)																																									
福祉部	(略)																																									
環境都市部	(略)																																									
消防本部	(略)																																									
議会事務局	(略)																																									
教育部	(略)																																									
部局	平素の業務																																									
経営企画部	(略)																																									
(秘書広報課含む)																																										
総務部 (選挙管理委員会事務局 、 監査委員事務局 、会計課含む)	(略)																																									
市民協働部	(略)																																									
福祉部	(略)																																									
環境都市部	(略)																																									
消防本部	(略)																																									
議会事務局	(略)																																									
教育部	(略)																																									

16	第3編 第5章 3	62	<p>3 救援の内容</p> <p>(3) 医療活動を実施する際に留意すべき事項</p> <p>市は、NBC攻撃による特殊な医療活動を行う場合は、次の点に留意する。</p> <p>ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <p>(7) 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国、県等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を実施する。</p> <p>(4) 内閣総理大臣より被ばく医療に係る医療チームが派遣</p> <p>された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(3) 医療活動を実施する際に留意すべき事項</p> <p>市は、NBC攻撃による特殊な医療活動を行う場合は、次の点に留意する。</p> <p>ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <p>(7) 救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う場合、国、県等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を実施する。</p> <p>(4) 内閣総理大臣より緊急被ばくチームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。</p>	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
17	第4編 第2章 2	85	<p>2 市が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方針を定める。</p>	<p>2 市が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。</p>	用語の修正

2 逗子市国民保護協議会で協議が必要な変更（15箇所）

No	項目	頁	変更後	現行	変更理由								
1	第1編 第1章 1	2	<p>1 市の責務、市国民保護計画の構成等</p> <p>(7) 市国民保護計画の構成</p> <p>市国民保護計画は、次の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>なお、<u>資料を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時情報を更新する。</u></p>	<p>1 市の責務、市国民保護計画の構成等</p> <p>(7) 市国民保護計画の構成</p> <p>市国民保護計画は、次の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>なお、<u>資料については、別途、資料編を作成する。</u></p>	資料編の適宜の更新に対応								
2	第1編 第3章 3	8	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(17) 関東地方環境事務所</p> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集<u>及び提供</u></p> <p><u>ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置</u></p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(17) 関東地方環境事務所</p> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>	県計画の表記に合わせて修正								
3	第2編 第1章 第1節	18	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">経営企画部</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（削除）</td> </tr> </table>	経営企画部	(略)		（削除）	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">経営企画部</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">・外国人への情報提供体制の整備に関すること</td> </tr> </table>	経営企画部	(略)		・外国人への情報提供体制の整備に関すること	情報提供体制の整備は、共通であり、外国人に限定せず他の項目に包含
経営企画部	(略)												
	（削除）												
経営企画部	(略)												
	・外国人への情報提供体制の整備に関すること												
4	第2編 第1章 第1節	19	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>(環境都市部の上から1行目、3行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物<u>の</u>処理の整備に関すること。 ・し尿の<u>収集及び</u>処理の整備に関すること 	<p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>(環境都市部の上から1行目、3行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の整備に関すること。 ・し尿処理の整備に関すること 	業務の実態に合った表現に修正								

5	第2編 第1章 第4節 2	27	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p><u>(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</u></p> <p><u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</u></p> <p><u>(3) 防災行政無線の整備</u></p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に同報系防災行政無線を活用するとともに、防災行政無線の難聴地域の解消を図る。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2) 防災行政無線の整備</u></p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に同報系防災行政無線を活用するとともに、防災行政無線の<u>デジタル化の推進</u>や難聴地域の解消を図る。</p>	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正 令和4年度にデジタル化を完了
6	第2編 第1章 第5節 2	29	<p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p><u>ア NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行う。</u></p> <p><u>イ 訓練の実施に当たっては、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p><u>(新規)</u></p>	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
7	第2編 第4章 2	36	<p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、<u>弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料と防災に関する行動マニュアルなどを併せて活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について</u>住民に対し周知するほか、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についても普及に努める。</p>	<p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、<u>弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロのような事態が発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、</u>住民に対し周知するほか、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についても普及に努める。</p>	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正

8	第3編 第1章 1	37 1 事態認定前の体制の整備及び初動措置 (1) 危機管理対策準備体制 (略) 危機管理対策準備体制は、副市長、経営企画部長、 経営企画部担当部長 、消防長、経営企画部次長及び危機管理担当職員により構成する。	1 事態認定前の体制の整備及び初動措置 (1) 危機管理対策準備体制 (略) 危機管理対策準備体制は、副市長、経営企画部長、消防長、経営企画部次長及び危機管理担当職員により構成する。	組織見直しに伴う修正
9	第3編 第1章 1	38 【危機管理対策本部の組織構成】 危機管理対策本部 各 部 危機管理対策本部長 (市長) 危機管理対策副本部長 (副市長) 危機管理対策本部員 ・教育長 ・経営企画部長 ・ 経営企画部担当部長 ・総務部長 ・市民協働部長 ・福祉部長 ・環境都市部長 ・ 環境都市部担当部長 ・消防長 ・議会議務局長 ・教育部長 ・ 教育部担当部長 危機管理対策準備体制 ・副市長 ・経営企画部長 ・ 経営企画部担当部長 ・消防長 ・経営企画部次長 ・危機管理担当職員 経営企画部 総務部(会計課含む) 市民協働部 福祉部 環境都市部 消防本部 議会議務局 教育委員会 行政委員会事務局 現場における消防機関	【危機管理対策本部の組織構成】 危機管理対策本部 各 部 危機管理対策本部長 (市長) 危機管理対策副本部長 (副市長) 危機管理対策本部員 ・教育長 ・ 理事 ・経営企画部長 ・総務部長 ・市民協働部長 ・福祉部長 ・環境都市部長 ・消防長 ・議会議務局長 ・教育部長 危機管理対策準備体制 ・副市長 ・経営企画部長 ・消防長 ・経営企画部次長 ・危機管理担当職員 経営企画部 (秘書課を含む) 総務部(会計課含む) 市民協働部 福祉部 環境都市部 消防本部 議会議務局 教育委員会 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 現場における消防機関	組織見直しに伴う修正

10	第3編 第2章 1	41	<p style="text-align: center;">【国民保護対策本部の組織構成】</p> <p style="text-align: center;">市国民保護対策本部</p> <p style="text-align: center;">各 部</p> <p>市国民保護対策本部長 (市長)</p> <p>市国民保護対策副本部長 (副市長)</p> <p>市国民保護対策本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長 ・経営企画部長 ・経営企画部担当部長 ・総務部長 ・市民協働部長 ・福祉部長 ・環境都市部長 ・環境都市部担当部長 ・消防長 ・議会事務局長 ・教育部長 ・教育部担当部長 <p>経営企画部</p> <p>総務部(会計課含む)</p> <p>市民協働部</p> <p>福祉部</p> <p>環境都市部</p> <p>消防本部</p> <p>議会事務局 教育委員会 <u>行政委員会事務局</u></p> <p>現地対策本部</p>	<p style="text-align: center;">【国民保護対策本部の組織構成】</p> <p style="text-align: center;">市国民保護対策本部</p> <p style="text-align: center;">各 部</p> <p>市国民保護対策本部長 (市長)</p> <p>市国民保護対策副本部長 (副市長)</p> <p>市国民保護対策本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長 ・理事 ・経営企画部長 ・総務部長 ・市民協働部長 ・福祉部長 ・環境都市部長 ・消防長 ・議会事務局長 ・教育部長 <p>経営企画部 (経営)</p> <p>総務部(会計課含む)</p> <p>市民協働部</p> <p>福祉部</p> <p>環境都市部</p> <p>消防本部</p> <p>議会事務局 教育委員会 <u>選挙管理委員会事務局</u> <u>監査委員事務局</u></p> <p>現地対策本部</p>	組織見直しに伴う修正				
11	第3編 第2章 1	42	<p>(4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">経営企画部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ <u>(削除)</u>” </td> </tr> </table>	経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ <u>(削除)</u>” 	<p>(4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">経営企画部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ 外国人への情報提供に関すること。 </td> </tr> </table>	経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ 外国人への情報提供に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市住民のほか、観光客、外国人含むため「等」を追記 ・外国人に限定した項目を削除”
経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ <u>(削除)</u>” 								
経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ 外国人への情報提供に関すること。 								

12	第3編 第2章	43	(4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務 <table border="1"> <tr> <td>経営企画部</td> <td>・住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・住民等の避難誘導に関すること。</td> </tr> </table>	経営企画部	・住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・住民等の避難誘導に関すること。	(4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務 <table border="1"> <tr> <td>経営企画部</td> <td>・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。</td> </tr> </table>	経営企画部	・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。	逗子市住民のほか、観光客、外国人含むため「等」を追記
経営企画部	・住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・住民等の避難誘導に関すること。								
経営企画部	・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。								
13	第3編 第2章	43	1 市国民保護対策本部の設置 (4) 市国民保護対策本部の各部局の主な任務 (環境都市部の上から3行目、4行目) ・し尿の収集及び処理の整備に関すること。 ・仮設トイレの設置に関する業者との調整に関すること。	1 市国民保護対策本部の設置 (4) 市国民保護対策本部の各部局の主な任務 (環境都市部の上から3行目、4行目) ・し尿処理に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。	業務の実態に合った表現に修正				
14	第3編 第4章 2	51	2 警報の伝達方法 (1) 警報の伝達方法 <u>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u>	2 警報の伝達方法 (1) 警報の伝達方法 <u>警報の伝達方法については、当面の間は、市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。</u>	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正				
15	第3編 第6章 3	64	3 安否情報の照会に対する回答 (1) 安否情報の照会の受付 ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類 (<u>運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等</u>) を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。 ただし、当該書類を提示又は提出できない場合には、別に定める方法により、確認を行う。	3 安否情報の照会に対する回答 (1) 安否情報の照会の受付 ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類 (<u>運転免許証等</u>) を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。 ただし、当該書類を提示又は提出できない場合には、別に定める方法により、確認を行う。	マイナンバー制度開始による表記の修正				